

社会保険労務士法人WILLニュース。【基礎知識】社会保険の被扶養者の認定基準とは（手続きおよびその後の流れ）。



扶養には、税法上の扶養と社会保険上の扶養の2種類があります。社会保険に加入している役員や従業員（以下、被保険者）が家族を社会保険の扶養に入れることにより、被扶養者となった家族の病気やケガ、出産、死亡などでも保険給付が行われます。また、2026年4月1日以降、被扶養者の収入が賃金（以下、給与収入という）のみの場合、労働条件通知書などに記載の労働契約の内容により年間収入を判定されます。今回の記事では、協会けんぽに加入しているときの社会保険の被扶養者の認定基準や、手続きの流れについて解説します。

扶養情報の確認

被保険者から、婚姻や出産などの理由により家族を扶養追加したいと連絡があったときは、扶養情報を確認します。間違いを防止するためにも、以下の確認事項を記載した書類（任意書式）を提出してもらうことをおすすめします。

【扶養情報の確認事項】

- (1) 扶養追加日
- (2) 扶養追加の理由

- (3) 扶養家族の氏名（ふりがな）
- (4) 扶養家族の電話番号（配偶者の場合のみ）
- (5) 扶養家族の生年月日
- (6) 扶養家族の性別
- (7) 被保険者本人との続柄
- (8) 同居の有無および住所（※1）（※2）

※1：別居時は、「1回当たりの仕送り額」「1年間の仕送り回数」も確認します。

※2：扶養家族が留学などにより海外に居住しているときは「日本に住んでいない理由」を確認します。

(9) 扶養家族の職業と年間の見込み収入額

(10) 共働き夫婦の子どもなど、夫婦で共同して扶養している家族を扶養追加したいときは、共同扶養者（被保険者の配偶者）の年間の見込み収入額

(11) 扶養家族のマイナ保険証の保有の有無

※マイナ保険証を保有していない場合については、下記の理由が考えられます。

- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている など

(12) 資格確認書の発行要否

また、年金事務所へ届出をするときは扶養家族のマイナンバーの記載が求められるため、扶養家族のマイナンバーの収集も必要となります。

被扶養者の範囲と被扶養者の収入要件

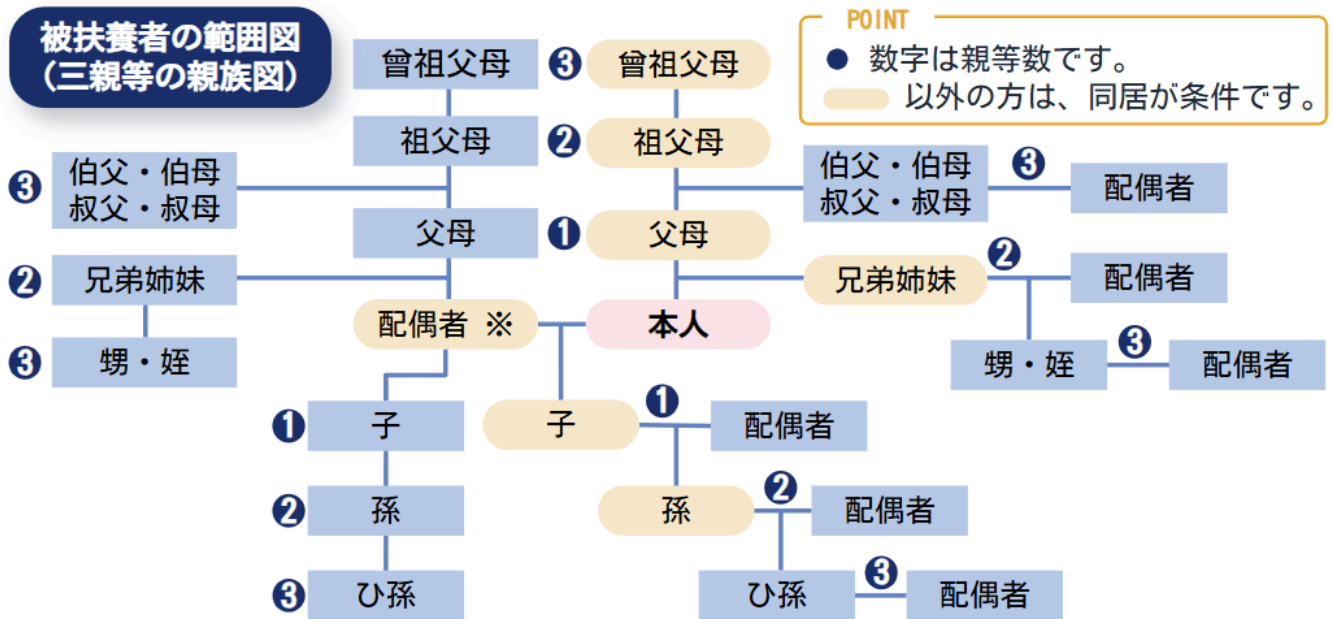
健康保険では、被保険者に扶養されている家族を被扶養者といいます。

被扶養者に該当する家族は「**被扶養者の範囲**」と「**被扶養者の収入要件**」のいずれも満たしている必要があります。

【被扶養者の範囲】

主として被保険者の収入により生計を維持する、以下の被扶養者の範囲図に該当する家族です。

被扶養者の範囲図 (三親等の親族図)



※配偶者は事実婚（内縁関係）を含む。なお、事実婚の配偶者の父母および子については同居であることが条件です（配偶者の死亡後も同様）。

【被扶養者の収入要件】

被扶養者の収入要件は、被保険者との同居の有無によって異なります。

なお、今回の記事で「130万円」とされる部分は、以下のとおり読み替えてください。

- ・60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は「180万円」
- ・19歳以上23歳未満（※）の場合は「150万円」（被保険者の配偶者は除く）

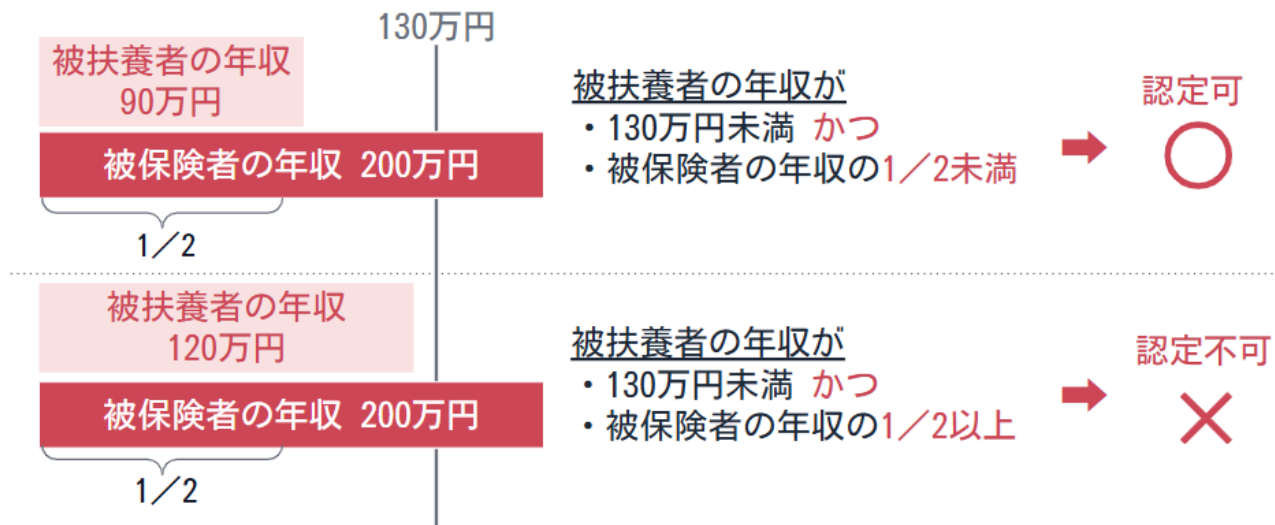
※扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢

また、2026年4月1日以降、被扶養者の収入が給与収入のみの場合は、労働条件通知書などに記載の労働契約の内容によって年間収入が判定されます。その場合、労働条件通知書などに明確な規定がなくあらかじめ金額を見込みにくい時間外労働手当などは、年間収入に含みません。なお、労働契約内容が確認できる労働条件通知書などの書類がない場合は、従来どおり課税（非課税）証明書などにより年間収入を判定されます。

(1) 同居のとき

被扶養者の今後の見込み年収額が、「130万円未満」かつ「被保険者の年収の1/2未満」

被保険者と同居の被扶養者



【被扶養者の年収について補足事項】

※給与収入以外に、公的年金、失業手当、健康保険の傷病・出産手当金、事業収入、家賃収入なども含む

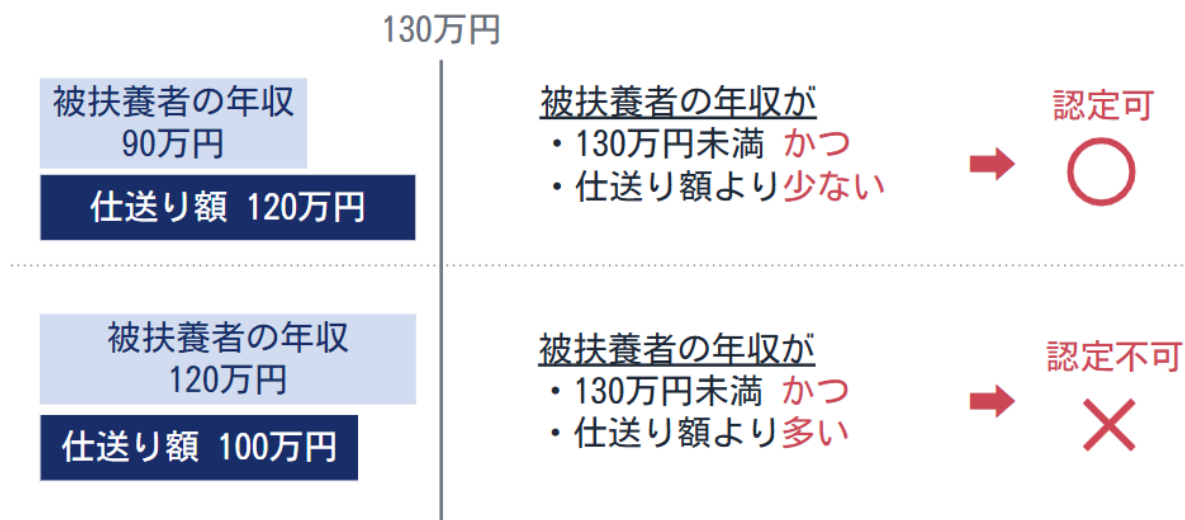
※2026年4月1日以降は、給与収入のみの場合、労働契約（労働条件通知書等に記載）の内容によって年間収入が判定される

※被保険者の年収の1/2以上であっても、年収130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合、被扶養者と認められる場合あり

(2) 別居のとき

被扶養者の今後の見込み年収額が、「130万円未満」かつ「被保険者からの仕送り額より少ない」

被保険者と別居の被扶養者



【被扶養者の年収について補足事項】

※給与収入以外に、公的年金、失業手当、健康保険の傷病・出産手当金、事業収入、家賃収入なども含む

※2026年4月1日以降は、給与収入のみの場合、労働契約（労働条件通知書等に記載）の内容によって年間収入を判定される

なお、被扶養者の年収が130万円以上であっても、一時的に収入が増加している場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書を提出することで被扶養者と認められる場合があります。

ただし、この措置はあくまで一時的な事情として認定を行うことから、同一の被扶養者につき

原則として連続2回までとなります。

以下の証明書を被保険者に渡し、被扶養者の勤務先の事業主に証明書を発行してもらうように伝えてください。

参考・ダウンロード | [厚生労働省『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』](#)

必要書類の受領

被扶養者の認定基準を満たすかを確認するため、被保険者に対して必要な書類を案内し、受領します。

【続柄確認の書類】

以下のいずれかの書類を案内し、受領します。

- (1) 提出日からさかのぼって90日以内に発行された被扶養者の戸籍謄（抄）本
- (2) 住民票の写し（コピー不可、マイナンバーの記載がないもの）（※）

※住民票の写しは、被保険者が世帯主で、被保険者と被扶養者が同一世帯のときに限ります。

【被扶養者の収入要件確認の書類 例】

被扶養者の収入	必要書類
給与収入のみの場合	労働契約内容が確認できる労働条件通知書などの写し
退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し
失業手当受給中、または失業手当の受給終了により収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写し
年金受給中の場合	年金受取額が分かる年金額の改定通知書などの写し
自営（農業等含む）による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し
上記以外の場合	課税（非課税）証明書

※障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業手当などの非課税対象となる収入がある場合は、別途「受取金額の分かる通知書等の写し」が必要になります。

【仕送り額が分かる書類（別居の場合）】

別居の場合、仕送り額が分かる書類（現金書留の控えや銀行の通帳の写しなど）が必要です（ただし、16歳未満と16歳以上の学生が日本国内で別居している場合は不要です）。

参考 | [厚生労働省『従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が家族を被扶養者にするとき、被扶養者に異動があったときの手続き』](#)

【その他（被扶養者が海外居住の場合）】

被扶養者が海外居住となる場合は、海外特例要件に該当することの確認の書類が必要です。詳細については以下を参考にしてください。

参考 | [日本年金機構『従業員の家族が海外居住の場合の手続き』](#)

届書の作成および提出

準備が整ったら「健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）」を作成し、届出を行います。

提出時期：事実発生から5日以内

届出様式：健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）（※）

添付書類：「必要書類の受領」で受け取った続柄確認の書類、収入要件確認の書類等

届出先：事務センターまたは管轄の年金事務所

届出方法：電子申請、郵送、窓口持参（窓口持参は年金事務所のみ）

参考・ダウンロード | [日本年金機構『健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）』](#)

※被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合、原則として国民年金の第3号被保険者となります。この届書は国民年金の様式と一体化しているため、あわせて国民年金第3号の手続きを行うことができます。

【(2026年4月1日以降) 被扶養者が給与収入のみの場合】

2026年4月1日以降、被扶養者の収入が給与収入のみであり、労働条件通知書などの書類で収入要件を確認した場合、届出をする際には「労働条件通知書」や「給与収入のみである旨の申立書」が必要になる場合があります。

届出時にこれらの添付書類が必要になるかは、事前に年金事務所へ確認を取ることをおすすめします。

【確認書類の添付について】

続柄または収入要件の確認書類について、それぞれ以下の場合には原則として添付不要です。

(1) 続柄確認の書類

以下のどちらにも該当する場合、続柄確認の書類は添付不要です。

- ・被保険者と被扶養者のマイナンバーが記載されている

・続柄の確認書類により企業が続柄を確認し、被扶養者（異動）届の備考欄の「続柄確認済み」にチェックが入っている

日) (6.その他)	15 備考		
4. 海外婚姻 5. その他 ()		※ 続柄確認済み <input checked="" type="checkbox"/>	
年 月 日) ()	20 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要	種別 31

【配偶者である被扶養者】
続柄確認済みの場合は
チェックを入れる

を○で囲んでください。

日) ()	③ 性別 1. 男 2. 女	④ 続柄 1. 実子・養子 2. 1以外の子 3. 父母・養父母 4. 義父母 5. 弟妹 6. 兄弟 7. 祖父母 8. 曾祖父母 9. 孫 10. その他()
⑨欄は、 者又は 国内に 居住のみ ください。	⑦ 海外特例 要件 1. 海外特例 要件該当 2. 海外特例 要件非該当	⑧ 理由 1. 留学 3. 特定活動 5. その他 2. 同行家族 4. 海外婚姻 ()
F生) ()	⑫ 収入 (年収) 円	⑬ 理由 1. 出生 4. 同居 2. 離職 5. その他 3. 収入減 ()
) ()	⑮ 備考	⑰ 資格確認書 発行要否

【配偶者以外の被扶養者】
続柄確認済みの場合は
チェックを入れる

(出典) [日本年金機構『健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）』](#) (加工して作成)

(2) 収入要件確認の書類

以下のいずれかに該当する場合、収入要件確認の書類は添付不要です。

- ・被扶養者が16歳未満である
- ・被扶養者が所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを企業が確認し、被扶養者（異動）届の「事業主確認欄」に○が付されている

ただし、被保険者の税法上の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、収入確認の証明書類を添付する必要があります。また、60日以上さかのぼっての申請においても同様に書類添付が必要ですが、出生、婚姻などにおいては不要となることがあります。

事業主 確認欄	事業主が確認した場合 に○で囲んでください。	1. 確認	収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。
①	② (フリガナ)	③	

確認済みの場合は
丸を記載する

(出典) [日本年金機構『健康保険 被扶養者\(異動\)届\(国民年金第3号被保険者関係届\)』](#)(加工して作成)

【資格確認書について】

2024年12月、被扶養者(異動)届に「資格確認書発行要否」欄が新設されました。被扶養者が資格確認書の発行を希望する場合は、この欄にチェックを入れて届出します。マイナ保険証を保有していない人は、チェックの有無にかかわらず資格確認書が発行されます。しかし、チェックを入れない場合、発行までに30~50日程度の期間を要するため、チェックを入れることをおすすめします。

⑤ 外国籍		⑥ 外国人通称名	
⑧ 電話番号		1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他	
就職 4. 収入減少 5. その他		⑪ 職業	
和年 月 日		⑫ 収入(年収)	
備考		⑬ 資格確認書発行要否	

【配偶者である被扶養者】
資格確認書の発行を希望する場合は
チェックを入れる

③ 性別		④ 続柄	
⑦ 海外特例要件		⑧ 理由	
⑫ 収入(年収)		⑬ 理由	
備考		⑭ 資格確認書発行要否	

【配偶者以外の被扶養者】
資格確認書の発行を希望する場合は
チェックを入れる

(出典) [日本年金機構『健康保険 被扶養者\(異動\)届\(国民年金第3号被保険者関係届\)』](#)(加工して作成)

被扶養者の認定

マイナ保険証の有無により、届出が受理され被扶養者として認定された後の流れが異なります。

①マイナ保険証を保有している方

通常は、日本年金機構が届書を受理してから2~5営業日程度でマイナ保険証の利用が可能となります(マイナポータルから確認可能)。労務担当者は「資格情報のお知らせ」が届き次第、速やかに被保険者に渡します(資格確認書の発行希望者には「資格確認書」も届きます)。

②マイナ保険証を保有していない方

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」が届き次第、速やかに被保険者に渡します。「資格確認書」を提示することで、保険診療の受診が可能となります。

参考 | [厚生労働省『資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法）』](#)

3月4月の入退社が多い時期は年金事務所の処理も混雑します。届書の届出日までに、被扶養者の認定基準を満たしていることの確認や書類作成などの対応を行っておくと、早めに病院を受診したい被扶養者の手続きもスムーズにすすめることができます。

おわりに

労務担当者は、定期的に被保険者の扶養家族の状況を確認することをおすすめします。とくに、学生だった子どもが社会人になったときなどは、扶養削除の手続き漏れが生じる場合もあるため注意が必要です。また、被扶養者資格の再確認は毎年度実施されるため、被扶養者の範囲や収入要件を十分に理解しておくことが大切です。
